

坂戸市労働者派遣標準個別契約書

件名： _____

派遣先坂戸市(甲)と派遣元 _____ (乙)は、次の就業条件をもとに労働者派遣契約を定める。

派遣先	住所					
	名称					
	組織単位	名称		所属長 職名		
	就業場所	住所				
		名称		連絡先		
	指揮命令者	部署		役職		
		氏名				
	派遣先責任者	役職				
氏名			連絡先			
派遣元	事業所の住所					
	事業所の名称		連絡先			
	許可番号					
	責任者	役職				
		氏名		連絡先		
派遣条件等	業務内容	業務				
		具体的内容				
	従事する業務に伴う責任の程度					
	派遣期間	～				
	就業日		派遣人数		人	
	就業時間	～ (時間 分)				
	休憩時間	～ (時間 分)				
	時間外労働及び休日労働	時間外労働				
		休日労働				
	安全衛生	甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他のことについては、乙の安全衛生に関する規定を適用する。				
	便宜供与	甲が設置及び運営する、現に甲に雇用される労働者が通常利用している施設又は設備等については、本契約書に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても利用の機会を与えることとする。				
	派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を甲が雇用する場合には、甲が事前に乙に通知することとする。なお、乙が有料の職業紹介事業の許可を受けている場合は、職業紹介を経由して行うこととし、紹介手数料については別途協議するものとする。				
	派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否か		限定しない			
	派遣労働者を無期雇用労働者又は60歳以上の者に限定するか否か		限定しない			
	派遣可能期間の制限に抵触する日の通知の有無		無	理由	労働者派遣法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)に該当し、派遣可能期間の制限を受けないため	

派遣条件等	派遣労働者からの苦情処理	苦情の申出を受ける者	派遣先	所属部署	役職	氏名	連絡先
			派遣元	所属部署	役職	氏名	連絡先
	派遣労働者からの苦情処理	苦情処理方法・連携体制					
			派遣先(甲)の苦情の申出を受ける者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣先(甲)の責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。				
			派遣元(乙)の苦情の申出を受ける者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣元(乙)の責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。				
			甲及び乙の責任者は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情のほかは、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。				
	派遣契約解除に当たって講ずる労働者の雇用の安定を図るための措置	契約解除の申入れ	甲は、専ら甲に起因する事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予の期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。				
		就業機会の確保	甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連部署での就業機会確保、乙による他の派遣先就業確保等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図る。				
		損害賠償に係る適切な措置	甲は、甲の責めに帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い、乙が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害賠償を行わなければならない。 例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは、30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは、当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないものとする。 その他、甲と乙は、十分に協議した上で適切な方法を講ずることとする。また、甲及び乙の双方の責めに帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮する。				
		労働者派遣契約の解除の理由の明示	甲は、労働者派遣契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対して明らかにすることとする。				

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

派遣先 所在地 坂戸市千代田一丁目1番1号
名 称 坂戸市
坂戸市長 石 川 清 印

派遣元 所在地
商号又は名称
代表者氏名 印